

議案第 150 号

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 28 日

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

朝開町農産物直売施設を平成 29 年度より指定管理施設として運用したいため、施設の位置付けを明確にするもの。

飛驒市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例

飛驒市地域産業振興施設条例（平成17年飛驒市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中、古川町農産物直売施設の項の次に次のように加える。

朝開町農産物直売施設	飛驒市古川町朝開町 1315番地	休館日 無休 開館時間 午前8時から午後 4時まで	無料
------------	---------------------	---------------------------------------	----

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1. 改正の趣旨

旧起し太鼓会館建物を「朝開町農産物直売施設」として新たに位置づけること

2. 改正の内容

朝開町農産物直売施設

現在、「地場産市場ひだ」として農産物を中心に販売しているが、同施設は三寺めぐり朝市と同様の形態であることから、「朝開町農産物直売施設」として来年度より指定管理制度に移行していきたい。そのため、地域産業振興施設として当該条例に新たに位置づけるもの。

3. 施行日

平成29年4月1日